

TNCヒカリ利用規約 新旧対照表(抜粋版)

TNCヒカリ利用規約(旧)	TNCヒカリ利用規約(新)																																				
<p>第5条 (提供条件等)</p>	<p>第5条 (提供条件等)</p> <p>10. <u>光コラボレーションモデルに関する契約を締結している電気通信事業者が提供するサービスの利用者が、事業者変更(当社が提供する光コラボレーションサービスから、光コラボレーションモデルに関する契約を締結している他の電気通信事業者が提供する光コラボレーションサービス若しくは西日本電信電話株式会社がIP契約約款により利用者に提供するIP通信網サービス、または光コラボレーションモデルに関する契約を締結している他の電気通信事業者が提供する光コラボレーションサービスから、当社が提供する光コラボレーションサービスに移行することをいいます。以下、「事業者変更」といいます。)の請求を行った場合、利用者は当社が定める規定により、対応するものとします。</u></p> <p><u>この場合において、当社が提供する光コラボレーションサービスから、光コラボレーションモデルに関する契約を締結している他の電気通信事業者が提供する光コラボレーションサービス、または西日本電信電話株式会社がIP契約約款により利用者に提供するIP通信網サービスへ移行する際の当社を「変更元事業者」といい、光コラボレーションモデルに関する契約を締結している他の電気通信事業者が提供する光コラボレーションサービスから、当社が提供する光コラボレーションサービスに移行する際の当社を「変更先事業者」といいます。</u></p> <p><u>なお、当社が提供するサービスの利用者が西日本電信電話株式会社がIP契約約款により利用者に提供するサービスに事業者変更を行うための請求を行った場合、利用者は西日本電信電話株式会社がIP契約約款に規定するところにより対応することに、あらかじめ同意していただきます。</u></p> <p>11. <u>本項7の規定にかかわらず、分割支払金を利用者が当社に支払っている場合において当社を変更元事業者として事業者変更が行われた場合、その分割支払金を当社に一括して支払っていただきます。</u></p> <p>12. <u>当社を変更元事業者として事業者変更が行われた場合、契約者回線に係る工事の態様に応じた利用料金の割引の期間中である場合は、その割引は終了となります。また、受領していない特典がある場合には、その権利は失効いたします。</u></p> <p>13. <u>当社を変更元事業者として事業者変更を行う場合、当社に対し利用料金等の支払い期日を超過した未払い料金や分割払いとなっている工事費の残債等がある場合、停止中もしくは変更中の手続きがある場合、ご連絡いただいた方の本人確認がとれない場合には事業者変更承諾番号の発行手続きは行わないものとします。</u></p>																																				
<p>第6条 (提供料金)</p> <p>当社は、この規約の第1項に規定するIP通信網サービスについては、IP契約約款 料金表に定める利用料金及び工事に關する費用に代えて、次に定める額を適用します。</p> <p>イ) メニュー5に係る手続きに関する料金</p> <table border="1" data-bbox="156 794 1041 837"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>料金額(税別)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>契約料(契約事務手数料として)</td> <td>1契約ごとに</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>IP契約約款第22条の2(IP通信網サービスの転用)の規定により転用があったときは、申込者は、以下に規定する転用に関する料金の支払いを要します。</p> <table border="1" data-bbox="156 893 1041 936"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>料金額(税別)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>転用手続き費(契約事務手数料として)</td> <td>1契約ごとに</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	料金額(税別)	契約料(契約事務手数料として)	1契約ごとに	3,000円	区分	単位	料金額(税別)	転用手続き費(契約事務手数料として)	1契約ごとに	3,000円	<p>第6条 (提供料金)</p> <p>当社は、この規約の第1項に規定するIP通信網サービスについては、IP契約約款 料金表に定める利用料金及び工事に關する費用に代えて、次に定める額を適用します。</p> <p>イ) メニュー5に係る手続きに関する料金</p> <table border="1" data-bbox="1153 794 2038 837"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>料金額(税別)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>契約料(契約事務手数料として)</td> <td>1契約ごとに</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>IP契約約款第22条の2(IP通信網サービスの転用)の規定により転用があったときは、申込者は、以下に規定する転用に関する料金の支払いを要します。</p> <table border="1" data-bbox="1153 893 2038 936"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>料金額(税別)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>転用手続き費(契約事務手数料として)</td> <td>1契約ごとに</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>申込者が当社を変更先事業者として事業者変更を行ったときは、申込者は、以下に規定する事業者変更に関する料金の支払いを要します。</u></p> <table border="1" data-bbox="1153 1005 2038 1048"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>料金額(税別)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業者変更手続き費(契約事務手数料として)</td> <td>1契約ごとに</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>利用者が当社を変更元事業者として事業者変更を行ったときは、利用者は、以下に規定する事業者変更に関する料金の支払いを要します。</u></p> <table border="1" data-bbox="1153 1114 2038 1157"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>料金額(税別)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業者変更手続き費(転出手数料として)</td> <td>1契約ごとに</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	料金額(税別)	契約料(契約事務手数料として)	1契約ごとに	3,000円	区分	単位	料金額(税別)	転用手続き費(契約事務手数料として)	1契約ごとに	3,000円	区分	単位	料金額(税別)	事業者変更手続き費(契約事務手数料として)	1契約ごとに	3,000円	区分	単位	料金額(税別)	事業者変更手続き費(転出手数料として)	1契約ごとに	3,000円
区分	単位	料金額(税別)																																			
契約料(契約事務手数料として)	1契約ごとに	3,000円																																			
区分	単位	料金額(税別)																																			
転用手続き費(契約事務手数料として)	1契約ごとに	3,000円																																			
区分	単位	料金額(税別)																																			
契約料(契約事務手数料として)	1契約ごとに	3,000円																																			
区分	単位	料金額(税別)																																			
転用手続き費(契約事務手数料として)	1契約ごとに	3,000円																																			
区分	単位	料金額(税別)																																			
事業者変更手続き費(契約事務手数料として)	1契約ごとに	3,000円																																			
区分	単位	料金額(税別)																																			
事業者変更手続き費(転出手数料として)	1契約ごとに	3,000円																																			
<p>第7条 (個人情報の第三者への開示等)</p> <p>申込者又は利用者は、接続サービス基本約款の定める個人情報の取扱いに加え、次の場合についての個人情報の取扱いに合意いたします。</p> <p>ア) 氏名、住所等当社がサービスを提供するために必要な情報の西日本電信電話株式会社への提供。</p> <p>イ) 協定事業者(IP契約約款 第3条19欄に規定するものをいいます。ただし、利用者がIP通信網サービスを利用するうえで必要な契約を締結している者に限ります。)、特定事業者(IP契約約款 第3条11欄に規定するものをいいます。)、西日本電信電話株式会社が別に定める携帯・自動車電話事業者(ただし、利用者が契約を締結しているものに限ります。))又はメニュー7の契約者(ただし、利用者が契約を締結しているものに限ります。))から請求があった場合における、西日本電信電話株式会社が、その協定事業者、特定事業者、携帯・自動車電話事業者又はメニュー7の契約者への、利用者の氏名、住所及び通信履歴等の情報の開示。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>第7条 (個人情報の第三者への開示等)</p> <p>申込者又は利用者は、接続サービス基本約款の定める個人情報の取扱いに加え、次の場合についての個人情報の取扱いに合意いたします。</p> <p>ア) 氏名、住所等当社がサービスを提供するために必要な情報の西日本電信電話株式会社への提供。</p> <p>イ) 協定事業者(IP契約約款 第3条19欄に規定するものをいいます。ただし、利用者がIP通信網サービスを利用するうえで必要な契約を締結している者に限ります。)、特定事業者(IP契約約款 第3条11欄に規定するものをいいます。)、西日本電信電話株式会社が別に定める携帯・自動車電話事業者(ただし、利用者が契約を締結しているものに限ります。))又はメニュー7の契約者(ただし、利用者が契約を締結しているものに限ります。))から請求があった場合 <u>又は事業者変更の変更先事業者から請求があった場合</u>における、西日本電信電話株式会社が、その協定事業者、特定事業者、携帯・自動車電話事業者又はメニュー7の契約者 <u>又は変更先事業者</u>への、利用者の氏名、住所等の情報の開示。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>																																				

TNCヒカリ電話利用規約 新旧対照表(抜粋版)

TNCヒカリ電話利用規約(旧)	TNCヒカリ電話利用規約(新)
<p>第5条 (提供条件等)</p> <p>第7条 (個人情報の第三者への開示等)</p> <p>申込者又は利用者は、接続サービス基本約款の定める個人情報の取扱いに加え、次の場合についての個人情報の取扱いに同意いたします。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>第5条 (提供条件等)</p> <p><u>8. 利用回線の転用若しくは事業者変更に伴うTNCヒカリ電話の転用 若しくは事業者変更に係る料金その他の債務の取扱い等は、TNCヒカリの場合に準じます。</u></p> <p>第7条 (個人情報の第三者への開示等)</p> <p>申込者又は利用者は、接続サービス基本約款の定める個人情報の取扱いに加え、次の場合についての個人情報の取扱いに同意いたします。</p> <p><u>キ) 利用者の番号情報を番号情報データベース(番号情報を収容するために西日本電信電話株式会社が設置するデータベース設備をいいます。)に登録している場合における、西日本電信電話株式会社が電話帳発行又は番号案内を行うことを目的とする電気通信事業者等(西日本電信電話株式会社が別に定める者に限りません)への番号情報の開示。</u></p> <p><u>ケ) 事業者変更の変更先事業者から請求があった場合における、変更先事業者への利用者の氏名、住所等の情報の開示。</u></p> <p style="text-align: right;">以上</p>

TNCヒカリ電話端末設備貸出サービスに係る利用規約 新旧対照表(抜粋版)

TNCヒカリ電話端末設備貸出サービスに係る利用規約(旧)	TNCヒカリ電話端末設備貸出サービスに係る利用規約(新)
<p>第5条 (提供条件等)</p> <p>1. 端末利用規約が変更されることにより、利用料金及び工事に関する費用の割引等が新たに設定された場合であっても、この規約に基づいて当社が利用者に提供する対象回線に関する端末設備貸出サービスについては、当該割引の対象外とします。</p> <p>2. 利用回線の転用に伴う端末設備貸出サービスの転用に係る料金その他の債務の取扱いは、TNCヒカリの場合に準じます。</p> <p>第7条 (個人情報の第三者への開示等)</p> <p>申込者又は利用者の情報に関する取扱いは、TNCヒカリ電話利用規約の規定を準用します。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>第5条 (提供条件等)</p> <p>1. <u>当社は、TNCヒカリ利用規約に規定するTNCヒカリを利用回線とする場合に限り、この規定する端末設備貸出サービスを提供します。</u></p> <p>2. 端末利用規約が変更されることにより、利用料金及び工事に関する費用の割引等が新たに設定された場合であっても、この規約に基づいて当社が利用者に提供する対象回線に関する端末設備貸出サービスについては、当該割引の対象外とします。</p> <p>3. 利用回線の転用若しくは事業者変更に伴う端末設備貸出サービスの転用若しくは事業者変更に係る料金その他の債務の取扱い<u>等は</u>、TNCヒカリの場合に準じます。</p> <p>第7条 (個人情報の第三者への開示等)</p> <p><u>申込者又は利用者は、接続サービス基本約款の定める個人情報の取扱いに加え、TNCヒカリ電話利用規約の規定を準用します。</u></p> <p style="text-align: right;">以上</p>

TNCヒカリ リモートサポート規約 新旧対照表(抜粋版)

TNCヒカリ リモートサポート規約(旧)	TNCヒカリ リモートサポート規約(新)
<p>第5条 (提供条件等)</p> <p>5. 利用回線の転用に伴うフレッツ・テレビ伝送サービスの転用に係る料金その他の債務の取扱いは、TNCヒカリの場合に準じます。</p> <p>第7条 (個人情報の第三者への開示等)</p> <p>申込者又は利用者は、接続サービス基本約款の定める個人情報の取扱いに加え、次の場合についての個人情報の取扱いに合意いたします。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>第5条 (提供条件等)</p> <p>5. 利用回線の転用 <u>若しくは事業者変更に伴うリモートサポートサービスの転用若しくは事業者変更に</u>係る料金その他の債務の取扱い <u>は</u>、TNCヒカリの場合に準じます。</p> <p>第7条 (個人情報の第三者への開示等)</p> <p>申込者又は利用者は、接続サービス基本約款の定める個人情報の取扱いに加え、次の場合についての個人情報の取扱いに合意いたします。</p> <p><u>エ) 事業者変更の変更先事業者から請求があった場合における、変更先事業者への、利用者の氏名、住所等の情報の開示。</u></p> <p style="text-align: right;">以上</p>

TNCヒカリ テレビオプション規約 新旧対照表(抜粋版)

TNCヒカリ テレビオプション規約(旧)	TNCヒカリ テレビオプション規約(新)
<p>第5条 (提供条件等)</p> <p>5. 利用回線の転用に伴うフレッツ・テレビ伝送サービスの転用に係る料金その他の債務の取扱いは、TNCヒカリの場合に準じます。</p> <p>第7条 (個人情報の第三者への開示等)</p> <p>申込者又は利用者は、接続サービス基本約款の定める個人情報の取扱いに加え、次の場合についての個人情報の取扱いに同意いたします。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>第5条 (提供条件等)</p> <p><u>5. 当社は、登録一般放送事業者の承諾が得られない場合は、利用者からの申込を承諾しない場合があります。</u></p> <p><u>6. 利用回線の転用若しくは事業者変更に伴うフレッツ・テレビ伝送サービスの転用若しくは事業者変更に係る料金その他の債務の取扱い等は、TNCヒカリの場合に準じます。</u></p> <p>第7条 (個人情報の第三者への開示等)</p> <p>申込者又は利用者は、接続サービス基本約款の定める個人情報の取扱いに加え、次の場合についての個人情報の取扱いに同意いたします。</p> <p><u>オ) 事業者変更の変更先事業者から請求があった場合における、変更先事業者への利用者の氏名、住所等の情報の開示。</u></p> <p style="text-align: right;">以上</p>